



高松市告示第 4 4 1 号

高松市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成 5 年高松市条例 第 2 4 号）第 1 0 条の規定により、次の放置自動車はこの告示を行った日から 2 週間を経過したとき、廃物と認定します。

令和 8 年 8 月 3 日

高松市長 大 西 秀 人

No.	放 置 場 所	メーカー	車 名	種 別
				色
1	高松市木太町 5075-6 地内 (木太町 5075-7 のつけ保留地内)	トヨタ	コルサ	小型
				グレー